

児童クラブ保護者負担金減免申請書

年 月 日

仙 台 市 長

申請者 〒 - -
 (保護者)住所: _____
 氏名: _____
 電話: (自宅) - - _____
 (携帯) - - _____

令和 ____ 年度 児童クラブ保護者負担金(基本利用分)の減免について関係書類を添えて申請します。

登録先		[] 児童館/児童センター/児童クラブ室			
児童	フリガナ 氏名	生 年 月 日 (西 曆)	年 月 日	性 別	男・女
	フリガナ 氏名		年 月 日		男・女
	フリガナ 氏名		年 月 日		男・女
申 請 理 由 (いずれかに○をつけてください。)		必要書類 (下記書類を必ず添付してください。)		減免の内容 (減免後の負担金額)	
区分 1	生活保護受給世帯	生活保護証明書 又は生活保護費支給票		全額免除(0円)	
区分 2	市民税非課税世帯 (裏面参照)	①世帯構成員全員の市・県民税非課税証明書 ②世帯構成員全員の住民票の写し ※①、②の両方が必要です。 ※裏面の「扶養親族申告欄」も確認・記入してください。		全額免除(0円)	
区分 3	市民税課税世帯であって 所得税非課税世帯 (裏面参照)	①世帯構成員全員の市・県民税課税証明書 又は非課税証明書 ②世帯構成員全員の住民票の写し ※①、②の両方が必要です。 ※裏面の「扶養親族申告欄」も確認・記入してください。		半額免除(1,500円)	

- 減免の対象となる児童クラブ保護者負担金は、基本利用に関する負担金のみとなります。
- 減免の事由に該当しなくなった場合は、「児童クラブ保護者負担金減免事由消滅に関する届出」(様式第15号)により、直ちに届け出てください。
- 添付する必要書類はコピーで構いません。
- 市・県民税課税証明書・非課税証明書は、申請時点で発行可能な最新年度の証明書をご提出ください。
- 住民票の写しは、取得から3か月以内のものをご提出ください。
- 同一生計の保護者が単身赴任等により住民票上、別世帯になっている場合でも、その保護者について、市・県民税課税証明書・非課税証明書、住民票等の添付書類の提出が必要です。

提出先 〒980-0011
 仙台市青葉区上杉1-5-12 仙台市役所上杉分庁舎9階
 仙台市 こども若者局 児童クラブ事業推進課 あて TEL022-214-8176

扶養親族申告欄

(区分2・区分3で申請する場合は必ず記入してください)

① 保護者が、税法上扶養している 配偶者 ・ 扶養親族 を全員記入してください。

ここに記入した扶養親族等の課税証明書(非課税証明書)は添付不要です。

扶養親族等の氏名	扶養者	扶養者から見た続柄	生年月日	性別	<input type="checkbox"/> 「税法上扶養している」とは、課税証明書(非課税証明書)上に「扶養親族等」として現れている者を指します。 <input type="checkbox"/> 何らかの理由で、税法上の扶養親族等にはなっていないが、現に扶養している19歳未満の者がいる場合は、下の欄②に理由とともに記入してください。 <input type="checkbox"/> 何らかの理由とは、例えば「税法上は元・配偶者の扶養になっているが、離婚して現在は自身が扶養している」などが考えられます。 <input type="checkbox"/> 課税証明書(非課税証明書)をご確認のうえ、漏れなく記入してください。
	父		. .	男	
	母			女	
	父		. .	男	
	母			女	
	父		. .	男	
	母			女	

② 税法上は扶養していないが、現に扶養している19歳未満(※)の親族がいる場合、記入してください。

ここに記入した扶養親族等の課税証明書(非課税証明書)は添付不要です。

扶養親族の氏名	扶養者	扶養者から見た続柄	生年月日	性別	税法上の扶養親族に含まれない理由
	父		. .	男	
	母			女	
	父		. .	男	
	母			女	
	父		. .	男	
	母			女	

※ 年齢は、下記の時点で考えます。

- ・令和6年度の市・県民税課税証明書(非課税証明書)を添付する場合: 令和5年12月31日時点の年齢
- ・令和7年度の市・県民税課税証明書(非課税証明書)を添付する場合: 令和6年12月31日時点の年齢

区分3(市民税課税世帯であって所得税非課税世帯)に該当すると思われる方はお読みください。

《平成22年度税制改正前の扶養控除の適用について》

平成22年度の税制改正において、年少扶養控除および16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されていますが、仙台市児童クラブの減免制度では、所得税の算定に当たり、これらの扶養控除が存続しているものとして扱います。

このため、区分3に該当するかどうかの判定を行うにあたり、上記の扶養親族申告欄の記入がない場合は再計算がでなくなり、所得税非課税扱いとして減免決定できなくなりますので、あらかじめご了承ください。

【参考】平成22年度税制改正により廃止になった扶養控除

年少扶養控除 380,000円 × 16歳未満(0～15歳)の扶養親族の数
 特定扶養控除上乗せ分 250,000円 × 16～18歳の扶養親族の数